



2011年5月13日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株式会社
代表者役職名 代表取締役会長兼社長
氏 名 船 木 俊 之
(コード番号 6652 東証・大証第1部)
問 合 せ 先
責任者役職名 執行役員 経営管理担当
氏 名 西 山 嘉 彦
T E L (06) 6398-2500

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2011年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）報酬として新株予約権を付与することにつき承認を求める議案を、下記のとおり2011年6月17日開催予定の第64期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行いました結果、年功的要素が強く会社業績と関連性の薄い退職慰労金制度の変更を2003年5月16日開催の取締役会において決議し、2003年6月20日開催の第56期定時株主総会の終結の時をもって退職慰労金の積み上げを停止し、その後も役員報酬制度がより適正なものとなるよう見直してまいりました。こうした状況におきまして、株主価値の増大と報酬を連動させることにより、当社の取締役が、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆さまと共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的としており、以下に記載のとおり、行使に際して払い込むべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を公正価値で発行するものです。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 40,000株を上限とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらに準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数
当社取締役（社外取締役を除く）に対して 400 個を上限に割り当てる。
4. 新株予約権の払込金額
新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権の行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から 20 年間以内の範囲で、当社取締役会において定める期間とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
8. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から 3 年以内に限り行使ができるものとする。
 - (2) その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。
9. 新株予約権のその他の内容
新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

(注) 上記の内容については、2011 年 6 月 17 日開催予定の当社株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上